

自治体による地方創生総合戦略づくり

山崎 幹 根

現在、地方自治体では、国がすすめる地方創生政策を受けて、向こう五カ年の総合戦略づくりに取り組んでいるが、この政策に対しては、すでに様々な問題が指摘されている。

まず現在、各地では商品券が発行、利用されているが、従前の類似手法をふりかえれば、そして限られた期間と予算額を見れば効果が限定的であることは容易に察することができると。また、地方創生については当初から、今春の統一地方選、そして来年の参議院選を意識した性格が強くなっており、いままで国が取り組み続けて達成できなかった目標を、個々の地方自治体によるアイデアや実践だけで直ちに人口減少に歯止めをかけ、雇用創出を期待するのは極めて困難と考えるのが自然だ。

さらに、各自治体を取り組んでいる総合戦略づくりに関しても、地方分権の趣旨に反している点が多くある。例えば、国の提示した手続きに従わなければならず、面倒なところが少なくない。また、来年度になって国から地方に配分される「新型交付金」についても今のところ、総額についても各自治体に対して、一体いくら配分されるのかが分からない中で、自治体は「バラ色の将来像」を

実現するストーリーづくりを強いられている観がある。

人口減少に歯止めをかけ、地方に雇用を創出するための政策を国が行うのであれば、このような手法で地方自治体を従わせるのではなく、先ずは国レベルで行うべき、国レベルでしかない政策づくりや制度改正を行うべきではないのか。その一例として筆者が痛感するのは大都市圏における大学立地制限の復活だ。

実は戦後の長い間、「工場等制限法」によって大都市圏における大学や学部の新増設は抑制されてきたのだが、同法は二〇〇二年に規制緩和の流れの中で廃止された。その結果、首都圏や近畿圏の都心部にキャンパスを持つ大学は超高層タワーを建設するなど、学部や大学院を拡大し続けている。改めて指摘するまでもなく、大都市圏における大学の集中は、人口という観点から若者を吸引するだけでなく、入学科・授業料の納入や仕送りというかたちで地方から大都市にお金を集める効果を持つている。もし、国が本気で地方創生を進めるのであれば、「工場等制限法」を復活させ、大学の大都市圏集中に歯止めをかけるための

制度改革を行うべきだ。

一方、このような問題点を抱える地方創生に自治体はどのように対処すべきだろうか。一言でいえば、国による事業や補助金の如何に関わらず、自治体独自の将来像を住民とともに作り上げ、住民参加型のまちづくり、そして、効率的・効果的な予算編成と事後評価を行いながら自治体運営を行っているかが、各自治体に問われる。すなわち、市町村長をはじめ役所・役場の職員が、そして住民が地域の特性を日頃から理解して、多くの人々の意見を聴きながら協働してまちづくりを行っているかによるところが大きいと考えられる。

こうした自治体運営を実践している自治体は、今まで行ってきた政策を上手に作り変えて総合戦略に盛り込もうとし、五年後に総合戦略の期間が終わっても大事な政策は独自にこれを継続、発展させる準備ができていく。逆に、このような自治体運営、まちづくりを行ってこなかった自治体は、国の政策に右往左往させられ、安易なカタチで外部のコンサルタント会社やシンクタンクに総合戦略作りを委ねてしまうことが懸念される。

各地方自治体には、地方創生の如何に関わらず、先ずは、どのような地域づくりを行うのかを自ら考え、実践することが期待される。それと同時に、上手に国の施策を利用してゆく知恵と実践が求められる。

ハやまざき みきね・北海道大学大学院法学研究科教授